

災害時の避難所等における外部給電可能な  
車両からの電力供給の協力に関する協定書

安平町

株式会社トヨタレンタリース新札幌

## 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース新札幌（以下「乙」という。）は、災害時において避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、安平町内において、地震、風水害、その他の災害及び大規模な停電が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給について必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において「車両」とは、発電機能を有し、ケーブルの接続により避難所等に電気を供給することが可能な車種で、賃借の業務を目的に乙が所有する電源自動車をいう。

### （供給の要請）

第3条 甲は、車両を借り受けようとするときは、乙に対して、外部給電可能な車両の提供協力要請書（別記第1号様式）を作成し、要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後、速やかに外部給電可能な車両の提供協力要請書を乙に提出するものとする。

### （要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない協力可能な範囲において、優先的かつ速やかに当該要請に応じるものとする。

### （車両の納入方法）

第5条 甲及び乙は、調整の上、甲が指定する避難所等に乙が車両を納入するか、または乙が指定する店舗等に甲が赴き車両を受領するものとする。

2 甲は、乙が車両の運搬を行うときは、安全及び迅速に車両の運搬が行えるように必要に応じて協力する。

3 甲は、車両の納入または受領場所に職員をまたは指定した者を派遣し、要請に係る車両の確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条の規定による要請に応じたときは、外部給電可能な車両の提供協力報告書（別記第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、車両の貸渡し及び借受けを円滑に行うため、甲、乙の連絡責任者を定め、連絡体制表（別記第3号様式）により報告するものとする。ただし、期間の途中において当該連絡責任者に変更が生じた場合は、すみやかに甲及び乙に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、第6条の規定により乙から報告があったときは、甲の要請に相違ないことを確認の上、当該要請業務に要した経費について、乙が所轄行政庁に届けている料金を基準とし、30%を割り引いた金額を負担するものとする。

2 乙は、車両の燃料を満タンにして納入し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙が指定する支払先へ適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(補償)

第10条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取扱うものとする。

1 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責事由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 自賠責保険または任意保険（以下、「自動車保険」という。）が適用される場合の取扱いについては、第11条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、すみやかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる経費については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受け入れられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた車両を次の各号のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、安平町内で使用する。
- (3) 車両の故障または何らかの原因により使用ができなくなった場合は、乙にすみやかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、甲が実施する防災訓練及び災害啓発事業など平常時における防災活動への協力を努めるものとする。

2 前項に規定する訓練などの協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

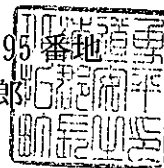
(有効期限)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年12月26日

甲 勇払郡安平町早来大町 95番地  
安平町長 及川 秀一郎



乙 札幌市豊平区平岸7条13丁目2-47  
株式会社トヨタレンタリース札幌  
代表取締役社長 西川 友晴



## 外部給電可能な車両の提供協力要請書

株式会社トヨタレンタリース新札幌 様

安 平 町

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

#### 2 要請内容

##### (1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	安平町担当者 (連絡先・職氏名)
1		自： 月 日 至： 月 日		
2		自： 月 日 至： 月 日		
3		自： 月 日 至： 月 日		
4		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

##### (2) その他特記事項

--

#### 3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
役職・氏名	
連絡先	

## 外部給電可能な車両の提供協力報告書

安 平 町 様

株式会社トヨタレンタリース新札幌

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車 種	登録番号
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
5	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
6	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
7	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
8	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

## 2 報告に係る連絡先担当者

会社名	株式会社トヨタレンタリース新札幌
役職・氏名	
連絡先	

## 連絡体制表

【甲：安平町】

連絡先（連絡責任者）

第1連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
第2連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
第3連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

【乙：株式会社トヨタレンタリース新札幌】

連絡先（連絡責任者）

第1連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
第2連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	
第3連絡先	役職・氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

(目的外使用禁止)

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。